

新本庁舎新築工事の工期等についてお知らせします

新本庁舎新築工事は、中国各地で実施されたロックダウンの影響により少なくとも3か月の工期延長が必要となっておりましたが、請負業者間において、**全体工期を約2か月半延長し令和5年6月中に引渡し**を受けることで協議が整いましたのでお知らせします。

また、令和4年10月25日に発生した火災による工期への影響等については現在調査中ですが、現時点で判明したことについてお知らせいたします。

1 中国各地で実施されたロックダウンの影響について

超高層棟新築工事の外装工事を担当する会社の企業努力により、現場修正工程に合わせて部材が納入されたため、遅れていた期間を短縮する方向で全請負業者11社間において調整を行った結果、全体工期を約2か月半延長し令和5年6月中に引渡しを受けることで協議が整いました。

工期延長に伴い必要となる主な費用は次のとおりです。

(1) 工事関連

全ての請負契約の増額の合計額は約1億円

(2) 工事関連以外

民間ビル賃借料 約4億4千万円の増額

2 令和4年10月25日に発生した火災について

(1) 工期への影響

中国各地で実施されたロックダウンの影響による工期の延長期間は1のとおりですが、10月25日に発生した火災により、現在、損傷した部分のほか、外観上損傷が無い部分についても熱の影響を調査・確認しているところです。

この調査結果を踏まえて修繕範囲を定め、工程に反映しますので、全体工期への影響について確定後、改めて公表いたします。

(2) 現時点の対策

可燃物である断熱材が目視できない場所でガス切断作業をしたことが火災が生じた要因となったことから、次の対策を講じます。

ア 可燃物を表示した平面図に、作業内容・業者名を記載し、従来から行っていた火気使用届に添付し、元請け業者が火災の危険の有無を確認する。

イ 類似作業では、作業開始前に作業員が切断箇所印を付け、元請け業者が確認した後に作業を開始する。

ウ 作業員とは別に監視員を配置する。

【問合せ先】

川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室

■ 工事に関すること

畑 電話044-200-0861

■ その他のこと

市川 電話044-200-0261

新本庁舎新築工事の工期等について

1 新本庁舎新築工事の現在の状況と工期

超高層棟は、躯体工事、外装工事が概ね終了し、現在は全フロアにわたり内装工事や設備工事を行っております。復元棟は主に躯体工事を進めております。

新本庁舎新築工事の当初工期は令和5年3月末日までとしておりましたが、令和4年7月28日の総務委員会において、中国各地で実施されたロックダウンの影響により**少なくとも3か月間の工期延長**が必要と報告しました。

その後、超高層棟新築工事の外装工事を担当する会社の企業努力により、現場修正工程に合わせて部材を納入することができ、その他躯体・内装業者の協力もあり、遅れていた期間が短縮できました。並行して全請負業者11社間において調整を行った結果、ロックダウンの影響に起因する工期変更については、**全体工期を約2か月半延長し令和5年6月中に引渡し**を受けることで協議いたしました。

なお、10月25日に発生した火災については、現在、建物への影響を調査、確認しており、工期への影響については確定後、御報告いたします。

2 工期延長に伴い必要となる主な費用

(1) 工事関連

全ての請負契約の増額の合計額は約1億円

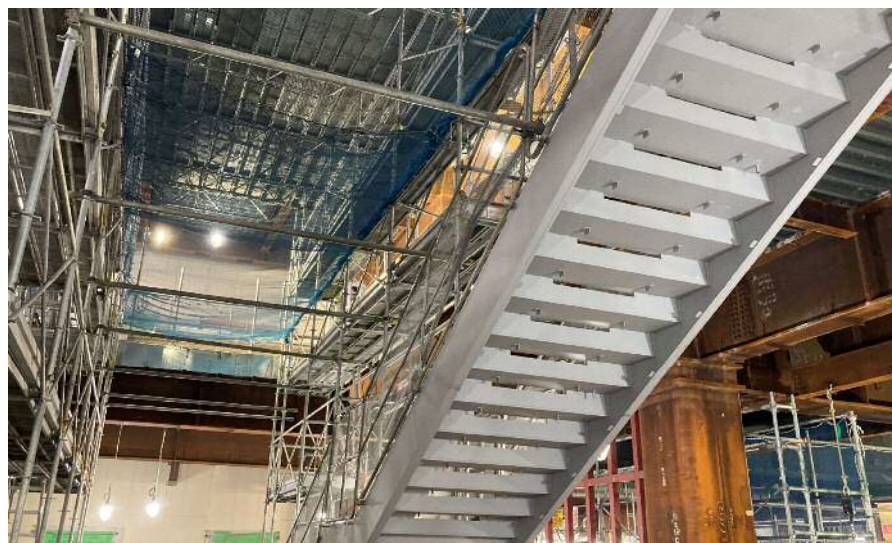
- ① 契約工期に基づき算出される経費（共通仮設費、現場監理費、一般管理費）
- ② 製作済み部材の保管等に係る費用
- ③ 監理業務委託費

(2) 工事関連以外

民間ビル賃借料 約4億4千万円の増額



23階議場傍聴席下部空間工事状況(令和4年10月初旬)



24階傍聴ロビー内装工事状況(令和4年10月下旬)

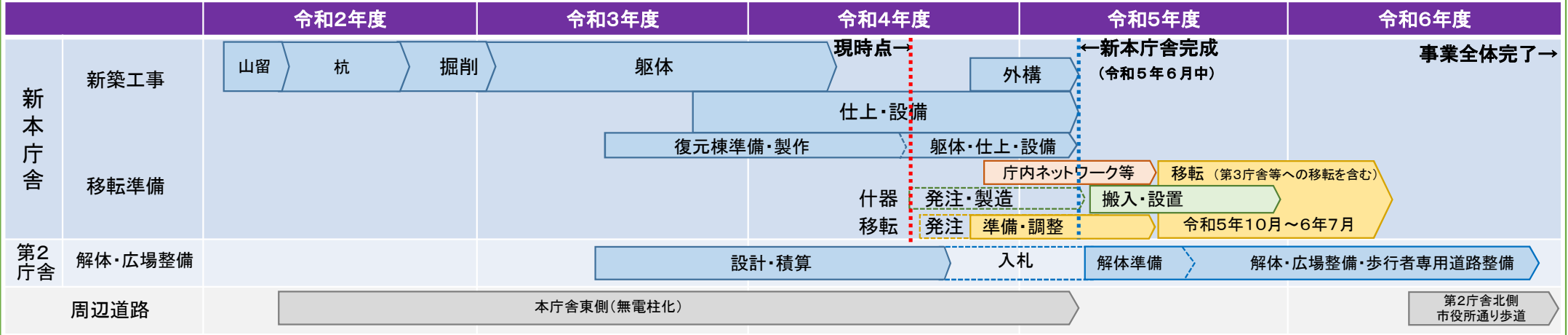


南側全景(令和4年10月下旬)

新本庁舎新築工事の工期等について

3 全体スケジュール

- ・令和4年度中から庁内ネットワーク工事などの執務環境整備を行うとともに、令和5年6月中に予定する建物の完成・引渡し後、養生・墨出し作業を経て、7月から什器等の搬入・設置を行い、10月から移転を開始します。第3庁舎の改修工事を並行して行い、令和6年7月までに全ての移転を完了する予定です。
- ・第2庁舎の解体及び跡地広場の整備を行い、令和6年度末に事業全体の完了を目指します。
- ・10月25日に発生した火災の全体工程への影響については確定後、報告します。



4 今後の主な発注・契約予定等

【令和4年度】

- ・新築工事
超高層棟の建築工事は令和4年度の出来高払い及びスライド条項適用のため、請負金額と工期の変更契約(第4回)を令和4年12月頃に締結する予定
その他10件の工事(復元棟建築工事や、超高層棟・復元棟の電気等設備工事)は、工期の変更契約を令和4年12月頃に締結する予定
- ・什器等整備
什器等について順次発注していく予定
- ・第2庁舎解体・広場整備工事
令和5年2月頃に入札手続きを行う予定

【令和5年度】

- ・建築をはじめとする一部の工事では、新築工事の最終段階で全ての変更を反映した変更契約が必要になる見込みで現在精査中

新本庁舎新築工事の工期等について

5 火災の状況

(1) 火災の概要

去る10月25日、11:05頃、24階北西側に位置する人荷用エレベーターロビーにおいて、天井の鋼板をガスバーナーにより切断した際に、天井裏に敷き込んであった断熱材（ポリスチレンフォーム）に着火した可能性が高いと見られます。

11:13に消防が到着し、12:57に火災鎮火しました。

可燃物である断熱材が目視できない場所でガス切断作業をしたことが火災が生じた要因でした。このような作業が行われた原因は、現在調査中です。

(2) 現時点の対策

- ✓ 可燃物を表示した平面図に、作業内容・業者名を記載し、従来から行っていた火気使用届に添付し、元請け業者が火災の危険の有無を確認します。
- ✓ 類似作業では、作業開始前に作業員が切断箇所印を付け、元請け業者が確認した後に作業を開始します。
- ✓ 作業員とは別に監視員を配置します。

(3) 火災範囲の対応

- 損傷した部分の修復のほか、外観上損傷が無い部分についても熱の影響を調査・確認します。
- 修繕が必要な範囲を確定し工程を定めます。
- 全体工程への影響については確定後、報告します。

